

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>（返還債務の履行の猶予）</p> <p>第11条 知事は、<u>修学生であった者（修学資金の貸付</u> <u>けを終了した者をいう。以下同じ。）</u>が次の各号の いずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務 の履行を猶予することができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 前号の場合に該当する修学生であった者であ</u> <u>って、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当</u> <u>該業務に従事しなくなったものが、次に掲げる期</u> <u>間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由として業務に従事しなくな</u> <u>った日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過す</u> <u>る日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲</u> <u>げる期間を除く。）</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（延滞金）</p> <p>第12条 修学生であった者は、正当な理由がなく貸付 金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返</p>	<p>（返還債務の履行の猶予）</p> <p>第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当 するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予す ることができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（延滞金）</p> <p>第12条 修学生は、正当な理由がなく貸付金を返還す べき日までに返還しなかったときは、返還すべき日</p>

還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第13条 修学生又は修学生であった者(以下この条において「修学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 第11条第1項第3号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第14号)

(9) 就業場所を移転したとき。就業場所移転届(様式第15号)

(10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務を廃止したとき。業務廃止届(様式第16号)

(11) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第17号)

2 連帯保証人は、修学生等が死亡したときは、死亡届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生等は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

様式第6号(第11条関係)

略

注 鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則第11条第1項第3号に該当して申請書を提出する場合においては、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第13号(第13条関係) 略

様式第14号(第13条関係)

養育状況等変更届

の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第13条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 就業場所を移転したとき。就業場所移転届(様式第14号)

(9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務を廃止したとき。業務廃止届(様式第15号)

(10) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第16号)

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、死亡届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

様式第6号(第11条関係)

略

様式第13号(第13条関係) 略

年 月 日
職 氏 名 様

修学生 住 所
氏 名

修学資金の返還猶予に係る子の養育状況等について
変更が生じたので、鳥取県理学療法士等修学資金貸付
規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ま
す。

- 1 決定番号 第 号
- 2 届出の事由が発生した年月日 年 月 日
- 3 変更事項

様式第15号（第13条関係） 略

様式第14号（第13条関係） 略

様式第16号（第13条関係） 略

様式第15号（第13条関係） 略

様式第17号（第13条関係） 略

様式第16号（第13条関係） 略

様式第18号（第13条関係） 略

様式第17号（第13条関係） 略

様式第19号（第13条関係） 略

様式第18号（第13条関係） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。